

平成28年度 かながわ福祉サービス運営適正化委員会 運営監視事業の概況

○ 運営監視委員会による日常生活自立支援事業の実施主体及び受託社協等への調査・助言等の実施

日常生活自立支援事業の透明性・公正性を担保し、適正な運営を確保するため、実施主体4カ所及び受託社協6カ所の事業実施状況について調査を行い、必要に応じて助言を行った。

本事業は平成11年から開始されているが、市町村ごとに利用状況等に格差もあるため、引き続き、本事業の適正かつ効果的な事業の推進を図ることを目的として実施する。

1 運営監視事業の概要

(1) 日常生活自立支援事業実施主体との懇談会

実施日	内 容
平成28年6月21日	平成28年度運営監視事業（実施主体・受託社協調査）の取り組みに向けて ① 平成28年度日常生活自立支援事業実施状況調査について ② 各実施主体より事業実施報告 ③ 質疑・意見交換

(2) 日常生活自立支援事業の実施状況調査

①実施主体

実施日	実施主体	調査者	調査内容・方法等
平成29年2月9日	神奈川県社協 横浜市社協 川崎市社協 相模原市社協	運営監視委員会委員	① 主な調査内容 ・昨年度の運営監視委員会からの提案への対応状況 ・受託社協の体制整備、予算確保に関わる取り組み ・今年度事業計画の取り組み及び課題への対応状況 ・受託社協の課題 ② 調査方法 ・書類調査およびヒアリング ③ 調査場所 ・運営適正化委員会室

②受託社会福祉協議会

実施日	受託社協	調査者	調査内容・方法等
平成28年9月21日 9月26日 10月4日 10月18日 10月26日 10月27日	山北町社協 横浜市緑区社協 秦野市社協 横浜市青葉区社協 藤沢市社協 川崎市多摩区社協	運営監視委員会委員	① 主な調査内容 ・事業推進にあたっての組織的な方針や考え方、実施体制 ・専門員の資格取得状況、今後の資格取得の考え方 ・生活支援員の確保・育成の考え方 ・所内ケース会議の開催と管理職の関与状況 ・契約締結審査会の開催状況 ・本事業の利用状況 ・本事業に関わる相談援助 ・本事業周知の方法・対象や工夫 ・財源の確保 ・ケース支援、事務・事業管理における管理職の関わり

			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・利用者支援の状況、ケース記録、書類整備等の状況 ・預金通帳・印鑑等の保管用金庫の取り扱い状況 <p>②調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類調査及びヒアリング <p>③調査場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各受託社協
--	--	--	---

2 日常生活自立支援事業実施状況調査結果の概要

(1) 実施主体調査結果及び助言の概要

① 本事業の実施体制の整備について

実施主体により差異はあるものの、国において本事業の位置づけが生活困窮者自立支援事業に変更され、予算積算が利用者数に応じた全国一律の積算方式に変更されたことを受けて、厳しい運営状況にあることが実施主体への実施状況調査で把握されている。本事業は、複雑・複合化した相談の増加による困難ケースへの頻回な対応に加え、対象外の相談者へのフォローなど利用者数だけでは捉えられない業務等がある。これらの事業だけでなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりの側面があること等を、実施主体としてより積極的に評価した上で、今後の事業展開や安定的運営に向けた体制整備について行政等への働きかけを依頼している。

② 受託社協への支援について

新規相談や契約が増加傾向にあることについて、対応が追いつかない地域が一部に生じている状況も報告されているが、厳しい財政状況から人員増による解決は難しい。このような状況に対して、実施主体として業務の効率化や受託社協へのフォローアップなど、専門員の疑問や悩みに応える関係づくりや、現場の状況に応じた支援に努めていることが報告されており、今後も本事業を必要とする住民が利用できるように、受託社協への支援について引き続き取り組んでいただくようお願いした。

③ 受託社協との情報共有、総合的に相談できる体制づくりへの提案

県社協からの委託費が大幅に減額となり、早急な利用者増が見込めない中、市町村社協において、厳しい運営状況であることが受託社協への現地調査でうかがえた。また、受託社協より、制度見直しの動向や委託費の仕組み等の情報の共有化、地域の実情に即した事業展開を総合的に相談できる体制づくりについて要望が寄せられた。

そのため、本委員会として、県社協に対して、本事業の事業費の仕組み等に関する理解・情報共有を市町村社協と図ることを一層促すとともに、本事業と成年後見制度との連携をはじめ、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援事業等の横断的な事業展開が取り組めるよう、その具体的支援方法や体制について検討されるよう提案した。

(2) 受託社協調査結果及び助言の概要

① 実施体制の整備について

今回調査を行った全ての受託社協において、公的制度だけでは解決できない日常生活上の悩みや、経済的な困りごと等をもつ住民が、より身近に相談できる相談窓口として機能し、本事業のサービス提供に限らず、他の社会資源等へつなげていく支援も含めて対応している状況がうかがえた。また、本事業の利用相談に際して、初期訪問は概ね数日～2週間以内を目安に行い、速やかに相談者に関する情報の収集と、相談者の不安軽減に努めている状況が把握された。

利用促進については、関係機関との連携や民生委員の協力等のネットワークにより、本事業への問合せや

利用契約が増加傾向にあるが、一方で財政的に専門員、生活支援員の増員・補充は見込めず、事務の効率化の課題など、依然として厳しい状況であることが把握された。

今後は、補助金の確保等のため行政との情報交換等により事業の重要性を説明し、行政、実施主体とも連携の上で、事業の利用促進とより一層の実施体制の整備を図る必要がある。

②組織的・計画的な事業推進について

今回調査を行った全ての受託社協で、本事業を地域福祉活動計画等に位置づけ、計画的に事業を推進していた。

また、管理職も含めケース会議や記録の確認を実施し、問題の共有や支援方針の決定が行われるなど、組織的に本事業を推進している社協がほとんどである。このような取り組みが、専門員・生活支援員の負担軽減や抱え込み等の防止となり、利用者へのより良い支援につながるものと考えており、継続を期待したい。

③事業実施要綱やマニュアル等に基づいた適正な事業執行

適正な事業執行には、各実施主体等で作成している事業実施要綱やマニュアル等に基づいた実施が必要であるが、調査対象社協の半数で、本事業金庫の管理で不適切な状況があった。全社協「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント（増補）」による管理が行われていない点を指摘したところ、調査当日に改善いただいたが、引き続きリスク管理の面から保管・管理体制の充実を促している。

また、実施主体では、指摘のあった当該受託社協以外に対しても預かり物管理について通知、指導を実施し、注意喚起を行っているとの報告を受けている。

〈参考〉

調査対象

実施主体	受託社協
神奈川県社会福祉協議会	30市町村社会福祉協議会
横浜市社会福祉協議会	18区社会福祉協議会
川崎市社会福祉協議会	7区社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会	2地域事務所等
(計) 4カ所	57カ所